

名 称		南側 FMCRD 制御盤室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	6

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する南側 FMCRD 制御盤室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 6 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		ASD(A)/Z 送風機室, AM バッテリー室用 ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最 高 使用 壓 力	MPa	4.8
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	9

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する ASD(A)/Z 送風機室, AM バッテリー室用ハロゲン化物ボンベは, 以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは, 火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう, 火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は, 高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから, 当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は, ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は, 消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき, 40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは, 火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう, 火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 9 個のボンベを設置する設計とする。

注記* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		DG(C)/Z 排風機室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)
最 高 使用 壓 力	MPa	4.8
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	3
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する DG(C)/Z 排風機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 82.5ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 82.5ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 3 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		ASD(B)/Z 送風機室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最 高 使用 壓 力	MPa	4.8
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	6

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する ASD(B)/Z 送風機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 6 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		[REDACTED], RFPT 主油タンク(A)室前室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	13
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する [REDACTED]		
[REDACTED] , RFPT 主油タンク(A)室前室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 13 個のボンベを設置する設計とする。		
注記* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	13
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する		
用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 13 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		IA・SA 空調機室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	2

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する IA・SA 空調機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		TCW ポンプ・熱交換器室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	31

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する TCW ポンプ・熱交換器室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 31 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		[] 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	20
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する []		
[] 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 20 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最 高 使用 壓 力	MPa	4.8
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	3
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する		
用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 3 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		配管室 (H/A B2F 北西) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	24 以上(24)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する配管室 (H/A B2F 北西) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 24ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 24ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 1 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する		
用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		[] 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	33
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する []		
[] 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 33 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		[] 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	25
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する []		
[] 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 25 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		[] 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する []		
[] 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		[] 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最 高 使用 壓 力	MPa	4.8
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	4
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する []		
[] 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		7号機 HECW 冷凍機(B) (D) 室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	5

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する 7号機 HECW 冷凍機(B) (D) 室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 5 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		7号機 HECW 冷凍機(A) (C) 室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	4

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する 7号機 HECW 冷凍機(A) (C) 室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		7号機常用電気品室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	43

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する7号機常用電気品室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ5.2MPaとする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である43個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		7号機 DC250V バッテリー室 (C/B MB2F) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	2

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する 7号機 DC250V バッテリー室 (C/B MB2F) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		7号機 C/B 計測制御電源盤区域(C)送風機室用 ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最高 使用 壓 力	MPa	5.2
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	10

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する7号機C/B計測制御電源盤区域(C)送風機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ68ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ5.2MPaとする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である10個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		用 ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	115.4 以上(115.4)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	8

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する

用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である 115.4ℓ/個以上とする。

公称値については要求される容量と同じ 115.4ℓ/個とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.8MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。

4. 個数

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために各火災区画のうち、最も多くの消火剤量を必要とするボンベ個数を設置する設計とする。また、系統分離対策が必要な火災区域又は火災区画は、容器弁の単一故障を考慮し、消防法で要求される必要ボンベ個数*より1個多い8個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		7号機ケーブル処理室A用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	82.5以上(82.5)
最高使用圧力	MPa	4.8
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2

【設定根拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する7号機ケーブル処理室A用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である82.5ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ82.5ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ4.8MPaとする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である2個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		7号機ケーブル処理室B用ハロゲン化物ボンベ	
容 量	ℓ/個	82.5 以上(82.5)	
最高使用圧力	MPa	4.8	
最高使用温度	℃	40	
個 数	—	3	
【設 定 根 拠】			
(概要)			
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する7号機ケーブル処理室B用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。			
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。			
1. 容量			
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である82.5ℓ/個以上とする。			
公称値については要求される容量と同じ82.5ℓ/個とする。			
2. 最高使用圧力			
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ4.8MPaとする。			
3. 最高使用温度			
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。			
4. 個数			
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である3個のボンベを設置する設計とする。			
注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。			

名 称		7号機 C/B 計測制御電源盤区域(B)送風機室用 ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	5

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する7号機C/B計測制御電源盤区域(B)送風機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ68ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ5.2MPaとする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である5個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		7号機 MCR 再循環フィルタ装置室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	4

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する7号機MCR再循環フィルタ装置室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ5.2MPaとする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である4個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		トレイ室、ダクト室（南側）用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	4

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置するトレイ室、ダクト室（南側）用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		トレイ室、ダクト室（北側）用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最高使用圧力	MPa	5.2
最高使用温度	℃	40
個 数	—	2

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置するトレイ室、ダクト室（北側）用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		7号機 MCR 送風機室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	13

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する7号機MCR送風機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ5.2MPaとする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である13個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		使用済樹脂デカントポンプ室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する使用済樹脂デカントポンプ室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 1 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		7号機、6号機復水移送ポンプ室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	6

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する7号機、6号機復水移送ポンプ室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ68ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ5.2MPaとする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である6個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		RW/B 地下 3 階通路用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	12
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する RW/B 地下 3 階通路用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 12 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		配管室 (RW/B B2F 北東) , 配管室 (RW/B B1F 北西) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5. 2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	17

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する配管室 (RW/B B2F 北東) , 配管室 (RW/B B1F 北西) 用ハロゲン化物ボンベは, 以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは, 火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう, 火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は, 高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから, 当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は, ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5. 2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は, 消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき, 40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは, 火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう, 火災の影響を限定し, 早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 17 個のボンベを設置する設計とする。

注記* : 消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		RW/B 地下 1 階通路(B)用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	7
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する RW/B 地下 1 階通路(B)用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 7 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		RW 電気品室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	11

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する RW 電気品室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 11 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		配管室 (R/B B3F 北西) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	℃	40
個 数	—	11
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する配管室 (R/B B3F 北西) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 11 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		配管室・連絡トレンチ (R-B2F-21) 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使 用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使 用 温 度	°C	40
個 数	—	8

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する配管室・連絡トレンチ (R-B2F-21) 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 8 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		6号機, 7号機 MG 電気品室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最高 使用 壓 力	MPa	5.2
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	9

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する 6号機, 7号機 MG 電気品室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 9 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		RW/B～C/B 間クリーンアクセス通路用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	10

【設 定 根 拠】

(概要)
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する RW/B～C/B 間クリーンアクセス通路用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 10 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		6号機C/B計測制御電源盤区域(B)送・排風機室用 ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	4
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する6号機C/B計測制御電源盤区域(B)送・排風機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度40℃におけるボンベ内圧と同じ5.2MPaとする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第20条第4項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である4個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第20条第3項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		6号機 HNCW 冷凍機室用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	68 以上(68)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	20
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する 6号機 HNCW 冷凍機室用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 68ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 68ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 20 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

2.2.4 SLC ポンプ・CRD ポンプ局所消火設備ハロゲン化物ボンベ

名 称		SLC ポンプ(A)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	70 以上(70)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	2

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する SLC ポンプ(A)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 70ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ 70ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。

注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。

名 称		SLC ポンプ(B) 局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	70 以上(70)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	2
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する SLC ポンプ(B) 局所消火設備用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 70ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 70ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 2 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		CRD ポンプ(A)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	70 以上(70)
最 高 使用 壓 力	MPa	5.2
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	4
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する CRD ポンプ(A)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 70ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 70ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

名 称		CRD ポンプ(B)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	70 以上(70)
最高 使用 壓 力	MPa	5.2
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	4
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する CRD ポンプ(B)局所消火設備用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である 70ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ 70ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 5.2MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために消防法で要求される必要なボンベ個数*である 4 個のボンベを設置する設計とする。		
注記*：消防法施行規則第 20 条第 3 項において定められている消火に必要な消火剤量により算出。		

2.2.5 電源盤・制御盤消火設備ハロゲン化物ボンベ

名 称		MCC 7A-2-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	2

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する MCC 7A-2-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
MCC 7A-2-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき MCC 7A-2-1 (電源盤) の消火に必要なボンベ個数である 2 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		MCC 7B-2-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	2
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する MCC 7B-2-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
MCC 7B-2-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき MCC 7B-2-1（電源盤）の消火に必要なボンベ個数である 2 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		MCC 7SA-1 用ハロゲン化物ボンベ	
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa		4.6
最 高 使用 温 度	℃		40
個 数	—	1	2

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する MCC 7SA-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である ℓ/個以上、 ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個、 ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
MCC 7SA-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき MCC 7SA-1（電源盤）の消火に必要なボンベ個数である ℓ 容器 1 個、 ℓ 容器 2 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		MCC 7SB-1 用ハロゲン化物ボンベ	
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa		4.6
最 高 使用 温 度	℃		40
個 数	—	1	2

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する MCC 7SB-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である ℓ/個以上、 ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個、 ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
MCC 7SB-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき MCC 7SB-1（電源盤）の消火に必要なボンベ個数である ℓ 容器 1 個、 ℓ 容器 2 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		CUW/FPC 制御盤用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	2
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する CUW/FPC 制御盤用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
CUW/FPC 制御盤用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき CUW/FPC 制御盤の消火に必要なボンベ個数である 2 個のボンベを設置する設計とする。		

2.2.6 ケーブルトレイ消火設備ハロゲン化物ボンベ

名 称		R-4F-①-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-4F-①-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である ℓ/個以上とする。

公称値については要求される容量と同じ ℓ/個とする。

2. 最高使用圧力

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。

3. 最高使用温度

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。

4. 個数

R-4F-①-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-4F-①-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-4F-①-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-4F-①-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-4F-①-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-4F-①-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-4F-①-3 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-4F-①-3 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-4F-①-3 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-4F-①-3 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-M4F-①用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-M4F-①用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-M4F-①用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-M4F-①の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-M4F-②用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-M4F-②用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-M4F-②用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-M4F-②の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-①, R-3F-②用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	□
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	2
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-①, R-3F-②用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である □ ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ □ ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-3F-①, R-3F-②用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-①, R-3F-②の消火に必要なボンベ個数である 2 個のボンベを設置する設計とする。		